慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法二二〕「ビラ貼り行為と器物毀棄罪および建造物損壊罪」(福井地裁昭和四〇年八月五日判決)
Sub Title	〔労働法〕 二二 相互タクシー刑事事件
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.3 (1966. 3) ,p.71- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660315-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とする判決がある（高松地裁・昭和三八年一二月二四日判・同下級民集第一四巻一二号二六一五頁。株主総会決議取消請求事件）。又、学説でもこれを肯定し、「事故あるとき」とは、病気、旅行その他の事実的支障ある場合と解している（星川・総会の議長と閉会の宣言・商法演習一二三頁）。

ここに事故あるときとは、株主総会に出席し得ない事情があるときの意で、その理由が、病気であろうと、旅行であろうと差支えないと解するので、本件の場合も社長事故ある場合と考えてよいと思う。

従つて本件各決議は、適法に存在するとする本件判旨に賛成する。

以上の如く解すると、Bら三名を債務者Y会社の取締役に選任した株主総会の決議が適法に存在することになるので、Bら三名による債務者Y会社の取締役会議も有効となるから、代表取締役の職務執行停止の仮処分についても本件判旨に賛成である。（米津　昭子）

〔労働法　二二〕「ビラ貼り行為と器物毀棄罪および建造物損壊罪」

（相互タクシー刑事事件　福井地裁昭三九（わ）五九号　昭和四〇年八月五日判決）

【事実】 この刑事事件における被告人Aは、福井県鯖江市の相互タクシー株式会社に、自動車運転手として雇われていた。Aは、昭和三八年三月六日、会社の従業員をもつて相互タクシー労働組合が結成されたとき、その執行委員長となつた。右労働組合は、結成後間もなく、労働条件改善の要求を掲げ、会社に対し活潑な組合活動を展開し、団体交渉をたび重ねていた。しかし団体交渉は、進展せず、団体交渉のみでは労働組合の所期の目的が達成されないため、ついに右労働組合は、昭和三八年三月二五日から争議行為に突入し、その要求の実現をはかつたのである。争議行為は、長期化する様相を示したが、いぜんとして効果はあがらず、労使の間には、まつたく問題好転のきざしがみられなかつた。争議行為が長びくにつれ、会社は、事業所閉鎖、出勤停止命令などにより組合側に対抗し、「また同年五月二五日になされた福井地方裁判所の賃金支払を命ずる仮処分決定に従わず」かなり対労働組合に対し、積極的行動にでていた。そこで労働組合の役員は、争議行為の手段として、会社の営業所にビラを貼ることを企て、つぎのような方法でこれを実行した。

(1)　労働組合は、争議期間中である六月二日午後二時過ぎ頃から三時までのあいだに、会社営業所において、委員長Aと七名の者が共同し、営業所の事務室兼休憩室の硝子戸五本の硝子二〇枚および腰板、ならびに中二階の硝子戸二本の硝子六枚へ、わら半紙に、「市会議員を道楽でやつていると云う社長には世論も聞えぬだろう」、「地獄よりの使者加藤家へ来る、地獄のエンマ」、「忌中」などと墨書したビラ四六枚を洗濯用糊で貼りつけ、いちじるしく採光を妨げて、硝子戸の効用を失わしめた。

(2)　右日時、同場所において営業所建物の土壁、板壁、柱および桁にわら半紙を用い「加藤チャン早く死げ」、「タクシーでもうけてブタのように大きくなつた、近い日に高血圧で死ぬぞバチ見され」などと墨書したビラ六三枚を貼りつけ建物の外観を著しく汚損した。

右貼付されたビラは、縦約三六センチメートル、横約二六センチメートルのわら半紙で、墨書された字は、乱雑な字体で書かれ、文字の横に赤インクで傍線、丸印をつけたものが多く、その貼り方は、なんらの秩序なく一面に集中、密接しておりきわめて雑然と貼られていた。なおビラの裏面には、全体に洗濯用糊がぬられており、建築用材の木目の凹部にまでくいこみ、そのとりはがしのため水洗いでは不十分であり、そのため火箸、せんばなどの金具を使用してこすらねばならなかつたほどで、それでもなお小紙片が残存し、かつ取りはがしのため壁に擦り痕の損傷が残る状態であつた。

【判旨】　判旨は、大きく三つに分れている。その一つは、器物毀棄罪および建造物損壊罪の成立についての判断であり、つぎは、この事件におけるビラ貼り行為が、正当な争議行為であるかいなかの判断である。第三は、ビラ貼りの慣行があつたかどうかという点である。

一　器物毀棄罪、建造物損壊罪の成立について

「硝子戸七本（建造物の一部でなく、これを毀損しないで取りはずし可能な物である）に対する器物損壊を内容とする『暴力行為等処罰ニ関スル法律』違反の事実については、ビラ貼りにより各硝子戸を汚損されたことはもとより、硝子戸本来の効用である採光を著しく妨げた事実（事務室兼休憩室では日中でも新聞記事が読めない程度であり、またその内部が運転手の仮眠所となつている中二階の硝子戸の採光障害も、貼られたビラの枚数、ビラの硝子を覆う部分からみて事務室兼休憩室と大差ない）を前掲証拠により認め得るから、右事実が器物毀棄罪に該当することは疑がない」、なお「前記営業所建物は、木造、トタン葺の相当年数を経たものであり、もと、所有者蓑輪佐市方の物置として使用されていたもので格別の美観というものはないけれども、本件発生当時においては、前記会社の営業所（電話による客からの注文受附、配車等の事務所、運転手の休憩所、車庫等として使用）に充てられ、同所で客の乗降することもあり、鯖江市における主要道路である国道八号線に面し、相応の外観を備えることを要していたものであるところ、本件ビラ貼りによりその外観が、著しく損なわれ、前記使用目的に供するための営業所としては、そのままの状態では到底使用に堪えず本来の効用を事実上、感情上減損した」と

し、器物毀棄罪および建造物損壊罪の成立を認める。

二　正当な争議行為であるかどうかについて

「本件当時団体交渉が難航していた事実を認めることができるから団体交渉の再開、要望事項等を掲げたビラを争議行為の一環として事業施設の一部に貼付するようなことは、場合によつては使用者において受認しなければならない場合も考えられ、すなわちこれが労働組合法第一条第二項により違法性を阻却する場合があることも否定できないが、これらの事情を勘案しても、本件ビラ貼りはその内容において、社長である加藤舜二、その妻百合子や脱退旧組合員に対する個人的誹謗、いやがらせに終始するものであつて、団体交渉の目的に直接関連するものではないから、正当な組合活動とは到底認められない。

三　ビラ貼りの慣行があつたかどうかについて

「本件会社において、会社側の明示または、黙示の承認によるビラ貼りの慣行があつたことは認め得ず、また他の企業においても、組合活動として正当な主張を記載し一般市民、使用者に訴える種類のものはともかく、前記のような記載内容のビラ張りの慣行があつたとは認められない。

以上の判断にもとづき、判決は、被告人の行為を「暴力行為等処罰に関する法律」一条一項、刑法二六〇条および二六一条に該当するものであるとし、有罪とし、被告人を懲役三ヵ月、執行猶予一年とし、訴訟費用全額を被告人負担とする結論をだした。なお被告人とともにビラ貼り行為を行なつた組合員三名の者は、告訴処分を受けておらず、判断の対象となつていない。

【研究】　判旨および結論に反対である。

一　ビラ貼り行為は、通常組合活動の一環として行なわれるが、ビラが労働組合の掲示板に貼付されるかぎりにおいて、たといその内容がいかなるものであろうともまつたく問題の起こる余地はないといえよう。しかし労働組合のビラが、工場や事務所の建物に貼付されるとき、その貼付行為は、器物毀棄罪、建造物損壊罪になるのではないかとして、労使関係にその問題性を投げかけている。ビラ貼り行為は、ビラを使用者の建造物に無断で、かつ不特定場所に多数貼付するという意味から、器物毀棄罪もしくは建造物損壊罪を成立せしめる可能性があるが、他面右のような行為は、労働組合活動とりわけ争議行為の一環として行なわれるものである。そこにはかなり微妙な事実と判断とが、介在しているが、終局的には労働組合活動あるいは争議行為における正当性の原理に結びついて判断されるべき性質のものである。すでにこの種事件については、昭和三九年一一月二四日、最高裁判決（建造物侵入、軽犯罪法違反被告事件、最高裁昭三七(あ)四六八号第三小法廷）が出ている。右判決は、国鉄山陽線小郡駅事件におけるビラ貼り行為を抽象的に判断しているが、その理由は、十分に詳論されているわけでない。「人べらしは死ねということだ」、「人間らしい生活をさせよ」、「みんなの力で賃金調停を有利に出させよう」などと印刷してあるビラ六四枚を硝子窓、出入口の各硝子戸、室内の木製衝立などに貼付した行為に対し

て、最高裁は、「刑法二六〇条の建造物損壊罪ないし同二六一条の器物損壊を内容とする、『暴力行為等処罰に関スル法律』一条一項の罪を構成するものでないとした原判旨は、相当として是認することができる」とし、これ以上論旨の展開を避けている。この最高裁判決は、使用者の建造物に対する労働組合のビラ貼り行為を一般的に合法視することになつたのであるが、さりとてあらゆる場合について建造物損壊罪、器物毀棄罪の成立を否定するものであるとはいえない。右判決は両罪が成立するかいなかは、個々の事案における具体的事実関係にもとづいて、その違法性と侵害性の程度いかんによつて、なおこれが成立する場合のあることを意味しているといえよう。この最高裁判決以降、この種事件に対する判決の主なるものをあげれば、昭和三九年一二月二八日名古屋高裁の東海電通局事件（建造物損壊建造物侵入並びに暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件、名古屋高裁昭和三八う七三六号）と、本事件とであろう。したがつて、この判決は、最高裁判決以降において、建造物損壊罪および器物毀棄罪の成立を認め、最高裁判決と結論を異にしているということから注目に値する判決である。しかもこの種事件は、労働刑法における原則的なものと関連し、組合活動ないしは争議行為における正当性の原理と関連づけられながら、検討されなければならないことも同時に注意すべきことである。

二　そこで最初に、ビラ貼付行為が、刑事免責を受けるかどうか考えてみることにしよう。本来争議行為における刑事免責は、労組法第一条第二項の違法性阻却をもつて論ぜられているが、この法理を前提とするかぎり、争議行為中の各行為が個々別々に法的評価の対象となりがちである。そこには集団的行為の一環としての性格が希薄となる可能性があり、個々別々に分解された行為を市民刑法のみに照らして判断する可能性がある。とりわけ刑法第三五条を適用することによつて違法性阻却を考えるとき市民法的法意識だけで違法性の判断を行ないがちである。しかし争議行為中の行為は（それが集団的意思を背景とするかぎり）、集団的行為の中においてはじめてその真姿を発見することができるのであり、個々の行為の構成要件該当性と違法性あるいは責任性だけをもつて、刑事責任を判断することは妥当といえない。そもそも争議行為中の行為については、構成要件の該当性において一考する必要がある。現在のわが国の法体系からしては、争議行為中における行為の構成要件論は、いわば裁判官の法的判断にもとづいて構成要件における行為の類型性が確定される性質のもので、「いわゆる開かれた構成要件」（藤木英雄・「争議行為の態様と正当性」労働法大系3巻、六五頁参照）とよばれるものである。そして裁判官の価値判断は、憲法論の場において、一見市民刑法における構成要件の該当行為をも、なお非該当行為に転換させしめる可能性をもつている。市民刑法における可罰性と労働刑法における可罰性との相違は、右のような構成要件論においてまず明確になるといえる。また右の可罰性の相違は、違法性の判断においてもまた同様に認識されうるのであり、集団的行為における違反行為すなわち労働法上違法と判断される行為であつてもそれがただちに市民刑法上違法とされ、可罰の対象行為となるようなこと

はない。また右の論理とは逆に、市民刑法上違法とされる行為であつても、労働法上違法視されず、可罰の対象とされない行為も多くあるわけである。

さて本件における判旨は、きわめて安易に建造物損壊罪、器物毀棄罪両罪の成立を認めるが、その前提における法理になお十分な検討を必要とするように思われる。

三　本来建造物損壊罪および器物毀棄罪は、他人の建造物なり器物なりの利用価値あるいは効用を侵害する行為をいうが、ビラを貼る行為が、右両罪に該当するかどうかは、ビラ貼付行為の性格、とりわけ具体的事実における諸要素を検討したうえでの考察を必要とする。まずそこにはビラ貼付行為と財産権との侵害が、きわだつて対立しているが、こうした場合における判断は、組合活動あるいは争議行為などが憲法上保障され、その権利行使として行なわれることを、考慮の対象とすべきである。すでに憲法においては、団結権なり争議権なりの行使としての各行為を一般市民刑法の可罰対象行為から除外しているといえるのであり、ビラ貼付行為が、たしかに右権利行使の一環として行なわれているものであるならば、なんら可罰の対象となるべき性質のものでない。この点最高裁の前掲判決は、きわめてすなおに右の原則論を承認しているといえよう。しかし問題はなお残り、相対立する両権利における法益の優劣と侵害行為の態様とが検討されなければならないであろう。とりわけ侵害行為の態様は、侵害行為に対する価値判断であり、その行為の反価値性の判断でなければならない。ビラ貼り行為が、いかなる結果を生むものであるか、またいかなる価値をもつものであるか、こうした二面からする考察によつてビラ貼り行為の可罰性が判断されなければならないであろう。ビラ貼り行為は、明らかに財産権に対する侵害行為をともなうが、この場合労働法原理が優越するのかそれとも財産権と労働法原理とは対等のものであるのか、学説判例のわかれるところである。しかし右の判断において、やはり中心となるのは、右両者を対等なものと理解しながら、具体的事実の態様とあわせ総体的に認識することでなければならない。判旨は、「ビラ貼りにより各硝子戸を汚損されたことはもとより、硝子戸本来の効用である採光を著しく妨げた事実」に対する検討のみで器物毀棄罪の成立を認めるが、そこには争議行為の手段の相当性に対する考慮が不十分のように思われる。ビラ貼り行為そのものの無価値性を述べそれを明確にすることなくして、一方的に器物の侵害性のみを論ずることは、社会的相当性に目を覆う法理というほかない。また結果の反価値性については、建造物損壊の側面から考察を進めており、社会的相当性の法理からこれをみようとせず、そこではきわめて厳格な市民刑法の適用が単純に行なわれているに過ぎないのである。すなわち「取りはがしのため壁等に擦り痕を与えた」こと、および「本来の効用を事実上、感情上減損した」とし、罪の成立を認めるのであるが、この程度の損傷は、ビラ貼り行為に当然随伴しているものであり、これをもつて犯罪成立の有力な根拠とすることは当らない。ましてビラの貼られた営業所の建物は「木造、トタン葺の相当年数を経たものであり」かつては個人の物置として使用されていたこと

もある建物で、その損傷は、どちらかといえばささいなものであったといえよう。この事実は、犯罪成立についてかなり考慮されてしかるべきものでないだろうか。従来ビラ貼付行為については、その原状回復の難易より毀棄行為の犯罪性を論ずる傾向が強く、判例の多くもこの態度をとる。しかし右の基準にのみ拘束されて判断することはかならずしも妥当といえない（荘子邦雄・「労働刑法」一〇九頁参照）。ビラを貼られた器物が、いかなる用途に使用され、また機能をはたしているのか。この事実を十分に検討したうえで、本来的機能が失われ、侵害行為が引き起されたかどうかを判断すべきである。

また本件のビラ貼り行為は、少数の労働者によつて結成されている企業別労働組合が、使用者からロック・アウトをかけられ、かつ出勤停止命令を受けている状態のもとにおいて、行なう争議行為の一環としての行為である。労働組合は、右のような状態のもとにおいてほとんど有効な争議手段をなくし、かつそのうえに裁判所の賃金支払命令の仮処分決定に使用者が従わず、労働組合としてはギリギリのところに追いつめられている状態である。労働組合員の行為が、ややもすれば常軌を失することがあるとしても、一概にその刑事責任を追求できない事情である。判旨は、右の点に関し、なお十分の考慮ができなかつたものであろうか。

四　判旨は、このほか正当な争議行為であるかどうかを判断することによつて、「労働組合法第一条第二項により違法性を阻却する場合があることも否定できない」とし、表現にやや曖昧なところがあるにしても、争議行為の正当性と刑事法上における正当性とを混同している印象を受けるのであるが、すでに述べたように両正当性は区別されるものであることに注意しなければならないであろう。同時にすでに指摘したように労働法上における違法行為が、ただちに市民刑事法上における可罰性に直結するものではない。判例においては、ビラの内容が、かなり重要視されているが、ビラの内容にそれほどの重点を置く必要もないといえよう。たしかに本件のビラにおいては不適当であり、人間関係において表明すべからざるような内容が、ビラのなかに見受けられるが、さりとて一般的にはビラの内容は法的評価の対象になる性質のものでなく、争議行為の正当性を判断するポイントともなりえない。

（阿久沢　亀夫）